

## 長岡市立学校給食調理業務委託 学校・共同調理場別仕様書

### 1 件名

長岡市立富曾亀小学校 学校給食調理業務委託

### 2 履行場所

長岡市立富曾亀小学校

長岡市永田町 5 5 5

電話 0 2 5 8 - 2 4 - 3 6 6 9

### 3 履行日

対象学校の定める日（調理日数は 2 0 0 日以内）

なお、給食実施予定日数は別紙年間給食実施計画表（契約後）による。

### 4 対象者及び食数

予定食数 約 6 3 0 食／日

児童及び教職員とし、別紙年間給食実施計画表のとおりとする。

なお、実際の調理食数は、週単位又は日単位で指示する。

### 5 施設使用時間帯

午前 7 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで

### 6 給食内容

月間予定献立表及び調理業務指示書による。

### 7 給食時間

午後 0 時 0 5 分から午後 0 時 4 5 分

（ただし、学校行事等によって時間を変更する場合は、その都度指示する。）

### 8 配缶・運搬・洗浄

#### (1) 配缶

・クラス分と教職員分に分配・配缶する。

・「主食について」 —— クラス別に食缶に入って納入されるので、教職員分のみ分配する。

・「牛乳について」 —— 学級ごとに数を数え、保冷庫に保管する。

・「揚げ物、焼き物、蒸し物について」 —— ボール又はフライバットに配分する。（揚げ物の場合は、バットには金網を下に使用する。）

- ・「和え物、サラダ、炒め物などについて」—— ボール又はバットに配缶する。
- ・「果物、デザートについて」—— ボール又はバットに配缶する。
- ・「お汁・煮物について」—— 汁食缶に配分する。
- ・「1人用ふりかけ・ドレッシング・ジャムなど」—— ナイロン袋に入れる。
- ・「少量の漬物、ソース類」—— 麺碗や小ボールに入れ、ラップをかける。
- ・盛り付け用器具—— 指示書に従いセットする。

## (2) 教室用台ふきん

- ・各クラス分、準備及び洗濯をする。

## (3) 運搬

- ・主食、牛乳、食缶、お盆、食器を各階の配膳室に所定の場所にクラスごとに並べる。
- ・1年生と、東校舎の教室はワゴンにクラスごとにセットする。
- ・中校舎へはコンテナにセットし、所定の場所に置く。

※各階の配膳室への運搬後は、異物混入防止のため、児童に引き継ぐまで立ち会うこと。

※給食終了後における食缶等の食器具類は、児童が給食室へ運搬する。

## (4) 洗浄

- ・食器洗浄の留意点—— 下洗い・本洗い（スポンジで裏表を磨く）してから、食器洗浄機に流す。

## (5) 床の清掃及び消毒

- ・市の衛生管理マニュアルにそった洗浄と消毒を実行すること。

# 9 施設等の管理

- (1) 降雪時の搬入口確保のための除雪を行う。
- (2) 出勤時の連絡をし、教務室内の定位置から鍵を受取り開錠。
- (3) 退勤時の連絡及び施錠  
退勤時には、火気安全を確認の上施錠し、鍵を定位置に戻す。  
教務室（教頭）への退勤連絡をする。  
最終確認者は、正規職員が望ましい。
- (4) 校内の配膳室・コンテナの掃除及び消毒
- (5) 教室用配膳台の洗浄及び消毒（各学期に1回以上）

#### 10 残滓、厨芥等の処理

※ 児童からの返却時に立会い、所定の位置を指示すること。

※ ごみの処理は適切に行うこと。

| 廃棄物の種類                                   | 収集曜日                      | 収 集 時 間    | 処 理 方 法                                                                   |
|------------------------------------------|---------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 生ごみ                                      | 月～金曜日                     | 午後 2 時頃    | 教育委員会が回収業務を委託した業者が回収する。<br>袋に入れ所定の場所に出す。                                  |
| 燃やすごみ                                    | 週 3 回<br>月・水・金曜日          | 午後 2 時頃    | 教育委員会が回収業務を委託した業者が回収する。<br>袋に入れ所定の場所に出す。                                  |
| 燃やさないごみ                                  | 週1回<br>火曜日                | 午前 9 時30分頃 | 教育委員会が回収業務を委託した業者が回収する。<br>袋に入れ所定の場所に出す。                                  |
| 資源ごみ<br>(ビン・缶・ペットボトル)<br><br>(牛乳パック)     | 週1回<br>木曜日<br><br>(火・木・金) | 午前 9 時30分頃 | 教育委員会が回収業務を委託した業者が回収する。<br>袋に入れ所定の場所に出す。<br>(リターナブルびんや納入業者が自主的に回収するものを除く) |
| 資源ごみ (ダンボール)<br>(汚れた物、ぬれた物は「燃やすごみ」として処分) | 年 2 回                     |            | 学校のダンボール置き場へ、たたんで出す。                                                      |

#### 11 その他特記事項

- (1) 調理業務従事者の駐車場所については、学校の指示による。
- (2) 調理業務従事者の給食費については、学校の給食費徴収計画に基づき、月ごとの回数×人数分の給食費をまとめて指定口座に振込する。
- (3) 児童用白衣の補修、管理及び学期初めのクラスへの配当
- (4) アレルギーのための除去・代替食、または特別な理由による特別食の対応にあたる。
- (5) 給食用備品の点検および照合
- (6) この仕様書について疑義を生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、学校と協議の上決定する。